

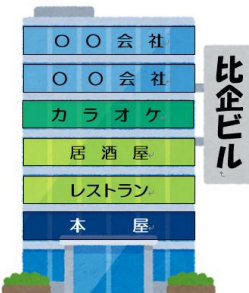
甲種防火管理再講習の受講義務がある方とは？

収容人員300人以上の特定用途防火対象物のうち、甲種防火管理者の選任が必要

な事業所で防火管理者に選任されている方です。



「収容人員 300 人以上」の「特定用途防火対象物」とは・・・



この場合の「収容人員」は建物全体の合計をいいます。
「特定用途の防火対象物」とは劇場、飲食店、百貨店、ホテル、物品販売店舗等の不特定多数の者が出入りする用途がある建物や火災発生時の人命危険が高い用途がある建物です。



受講義務対象者か調べてみましょう！

甲種防火管理講習の新規講習を修了し、防火管理者として選任されていますか？

はい

いいえ

選任されている防火対象物は、特定用途防火対象物ですか

はい

いいえ

防火対象物（全体）の収容人員は300人以上ですか？

はい

いいえ

防火対象物の管理について権原が分かれていますか？

いいえ

はい

選任されている部分（事業所）の収容人員は『表1』の人数以上ですか？

はい

いいえ

再講習の受講義務はありません

再講習の受講義務があります

表1 甲種防火管理者の選任が必要な事業所（テナント）

事業所部分の用途	特定用途		非特定用途
	避難困難施設※	左記以外	
事業所部分の収容人員	10人以上	30人以上	50人以上

※火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設などです。

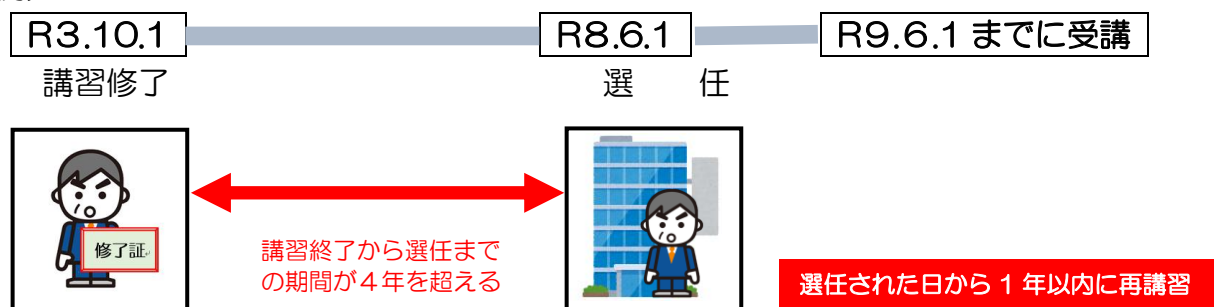
再講習の受講期限について

甲種防火管理再講習の受講期限については以下の2つの場合があります。

① 選任された日から1年以内

防火管理者に選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は甲種防火管理再講習を修了した方

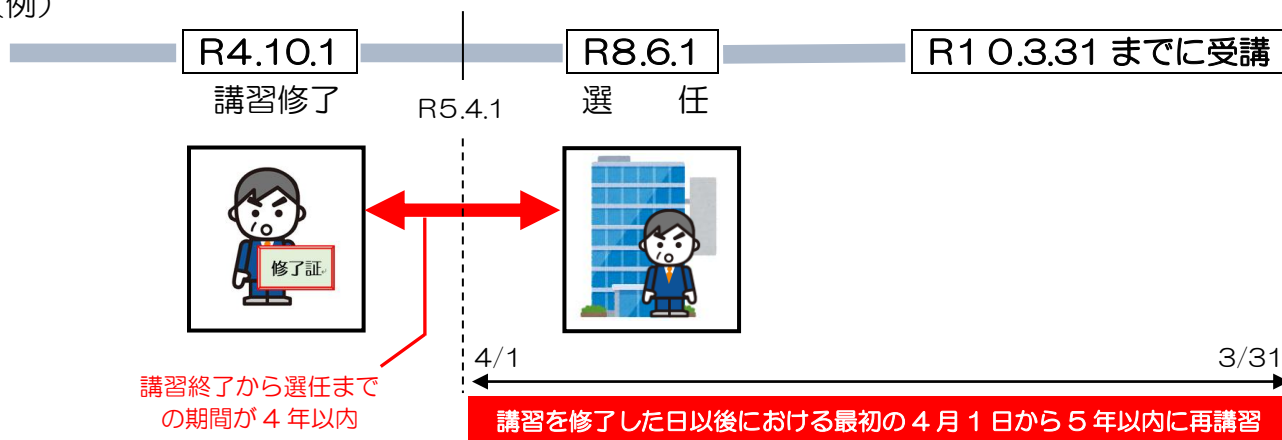
(例)



② 甲種防火管理講習又は甲種防火管理再講習を修了した以後における最初の4月1日から5年以内

①以外の方

(例)



■再講習を受講しない場合

再講習の受講義務がある方が期限内に再講習を受講しない場合、防火管理者が選任されていないものとして取扱われます。期限内に必ず受講してください。

